

## 40代、50代の野球をやりたい方大募集！

下北半島の誇りを胸に抱き、強い絆で感動を分かち合いましょう。

※主な大会名 第35回青森県50才野球大会  
第15回県南50才野球大会  
第21回東奥日報社杯争奪青森県熟年野球選手権大会

・むつ市下北ではチーム数が少なく、県大会出場の確率が高いです。

【お問合せ】むつ市「下北半島クラブ」 担当：酢谷 ☎090-7527-8546  
FAX：0175-22-7666

## 「全国一斉！法務局休日相談所」開設のお知らせ

登記、土地の境界、相続、遺言、いじめなどの人権問題に関すること、その他困っている問題があればお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。

日 時 10月6日(日)午前10時から午後4時まで(予約不要)

場 所 青森地方法務局むつ支局(下北合同庁舎 3階会議室)

相談担当者 法務局職員、人権擁護委員、司法書士、土地家屋調査士

【お問合せ】青森地方法務局むつ支局 ☎23-3202

## 「法の日」週間を迎えて

10月1日は、「法の日」です。「法の日」は、国民のみなさんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるようにと、裁判所、検察庁および弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高める日」として定められました。

**法**は、個人と個人との自由の調和を図り、安定した社会生活を送れるようにする役割を果たしています。また、国に対し、法に従って権限を行使するように命じることによって、国による権限行使が適正な内容と手続の下で行われるようにし、国民の権利を守るという役割も果たします。

**の**ぞいてみてください。法を身近に感じていただくために、裁判所、法務省、検察庁および弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で法や裁判手続きに関する説明会や見学会などの催しを行う予定です。

**日**々わたしたちを取り巻く社会は変化し、生活のさまざまな場面で法の果たすべき役割がこれまで以上に重要となってきています。一人ひとりが、法や裁判への理解を深めることは、社会の中でそれぞれの自由を尊重しながら、安心して暮らせる社会作りに役立つものと考えます。この機会に、ぜひ、法や裁判について考えてみてください。

各地の催しは、『裁判所ウェブサイト』で紹介しています。

<http://www.courts.go.jp/>

国民のみなさんが刑事裁判に参加する裁判員制度は、施行から4年が経過し、今までに多くの方々が裁判員または補充裁判員を経験されました。裁判員制度の実施状況や裁判員などの経験者に対するアンケート結果などは『裁判員制度ウェブサイト』で紹介しておりますので、こちらもぜひ、ご覧ください。

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

青森地方・家庭裁判所では、10月8日(火)の午後に「法の日」週間記念行事を開催します。当日は、成年後見制度に関する説明会や裁判員裁判法廷の見学を行う予定です。

【お問合せ】青森地方裁判所総務課庶務係 ☎017-722-5421